第八十七条の見出し及び同条第一項中「保障事業室」を「安全監理室及び保障事業室」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項中「事務」の下に「（安全監理室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「環境政策課」の下に「及び安全監理室」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「環境政策課」の下に「及び安全監理室」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

3　安全監理室に、室長を置く。

第百十二条に次の二項を加える。

7　国際調整官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席国際調整官とする。

8　首席国際調整官は、国際調整官の所掌に属する事務を統括する。

第百十三条の見出し及び同条第一項中「技術企画官」を「技術企画調整官、港湾工事安全推進官」に改め、同条第二項第一号中「港湾保全企画室」の下に「、港湾工事安全推進官」を加え、同条第六項第一号中「技術企画官」を「技術企画調整官」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　技術企画調整官は、命を受けて、技術企画課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百十三条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　港湾工事安全推進官は、港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る工事の施工に係る安全の確保に関する企画及び立案、指導、監督並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百十五条の見出し中「津波対策企画調整官」の下に「、広域連携推進官」を加え、同条第一項中「及び津波対策企画調整官」を「、津波対策企画調整官及び広域連携推進官」に改め、同条第二項中「第四項、第七項及び第八項」を「以下この条」に、「第八項」を「以下この条」に改め、「津波対策企画調整官」の下に「、広域連携推進官」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　広域連携推進官は、命を受けて、港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百二十五条見出し及び第一項中「空港安全分析企画調整官」を「空港施設安全企画調整官、空港運営安全企画調整官」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「空港安全分析企画調整官」を「空港施設安全企画調整官」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8　空港運営安全企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務（空港施設安全企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百三十二条第一項中「二十六人」を「二十五人」に改める。

第百四十条中「百三十一人」を「百三十九人」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第八条の見出し中「地域道路調整室」を「地域道路調整官」に改め、同条中「地域道路調整室」を「地域道路調整官」に、「第二項」を「第六項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「測量政策調整官及び」を削る。

第十九条の三を次のように改める。

第十九条の三　削除

第十九条の四第二項中「、地理空間情報」の下に「及び測量」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二十号の五を第二十号の六とし、第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施に関すること。

第三十三条第一項中「六十四人」を「六十九人」に改める。

第三十五条第一項中「中部地方整備局」を「中国地方整備局」に改める。

第四十条第一項中「及び近畿地方整備局」を「、近畿地方整備局及び九州地方整備局」に改める。

第四十六条第一項中「、北陸地方整備局」を削る。

第四十七条第二項中「（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、水災害予報企画官が整理するものを除く。）」を削る。

第四十七条の二を次のように改める。

第四十七条の二　削除

第五十四条第二項中「整理する」の下に「（高規格道路管制官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十四条の三を第五十四条の四とし、第五十四条の二の次に次の一条を加える。

（高規格道路管制官）

第五十四条の三　東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局の道路部に、高規格道路管制官一人を置く。

2　高規格道路管制官は、高規格幹線道路に係る交通状況に関する情報その他の情報の収集、処理及び提供に関する事務を整理する。

第五十五条の八第一項中「九州地方整備局」を「北陸地方整備局及び九州地方整備局」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

（官庁施設防災対策官）

第六十条の二　関東地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局の営繕部に、官庁施設防災対策官一人を置く。

2　官庁施設防災対策官は、命を受けて、営繕工事に関する事務のうち、防災対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。